

国民年金加入中に、病気やケガ、心の病などのために重い障害が残り、国民年金法により定められた障害等級表 1 級・2 級の状態にある時に支給される年金です。

<障害基礎年金額（令和6年度）>

対象者	1 級	2 級	子の加算額	
			2 人まで	1 人につき 234,800 円
昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方	1,020,000 円	816,000 円	3 人目以降	1 人につき 78,300 円
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	1,017,125 円	813,700 円		

※子の加算額は、障害基礎年金受給者に生計を維持されている子（18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の状態にある子）がいるときに加算されます。

<障害基礎年金を受けるための要件>

次の 1～3 のすべての要件を満たした場合に支給されます。

1. 初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または、60 歳以上 65 歳未満の方（年金制度に加入していない期間で、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）で、日本国内に住所を有していること。
2. 保険料の納付要件を満たしていること。（20 歳前の年金未加入期間に初診日があるときは納付要件不要）
3. 障害認定日において、法令で定められた障害等級表による 1 級、または 2 級の障害であること。
※ 障害認定日とは、病気やケガにより初めて医師の診療を受けた日（初診日）から原則として 1 年 6 か月を経過した日。または、1 年 6 か月前に症状が固定した日。



消費者注意報

2024年6月スタート!

定額減税制度を悪用した還付金詐欺にご注意!

今年 6 月から納税者を対象とした所得税（国税）、個人住民税（地方税）の特別控除（いわゆる定額減税）が実施されています。この制度開始にあたり、公的機関の市町職員などの名前をかたって、個人宅に電話をかけ「還付金を受け取れますので」等と切り出し、銀行の口座番号や暗証番号などを聞き出すとともに、さらには ATM コーナーへと案内させ、現金を振り込ませて騙し取る「還付金詐欺」の発生が予想されます。この制度悪用による詐欺事犯にはくれぐれも注意しましょう。

【次のような電話やメール、SMS（ショートメール）は詐欺を疑いましょう!!】

- 電話での「役場の〇〇です。定額減税の還付金のお支払いがあるので、通帳を持参して ATM に行ってください。」
- SMS での「税務署の〇〇です。定額減税のため、添付の URL にアクセスして口座番号と暗証番号を入力してください。」

【被害に遭わないために!!】

- 今回の定額減税については、役場等の公的機関から電話やメール・SMS などで口座情報を聞き出したり、ATM の操作をお願いすることは一切行っていません。心当たりのない電話やメール等があった場合、絶対に銀行口座情報等は伝えてはいけません。
- 税の支払いに関して、「通帳を持って ATM に行ってください」は還付金詐欺の典型的な手口です。相手に言われるまま ATM コーナーに行って操作しないようにしましょう。
- 心当たりのないメールや SMS が送られてきた場合、記載された URL にアクセスしたり、個人情報等を入力したりせず、速やかに削除してください。
- 被害のご相談は最寄りの交番や警察署にお問合せください。

★ご相談や困ったときは、長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。
長崎県消費生活センター（☎824-0999）長与町消費生活相談窓口（☎883-1111）